

## 平成25年度内部監査の実施状況について

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる処置
滋賀労働局全所属 (総務課他各課・室、 労働基準監督署3署 及び公共職業安定 所7所(出張所を含 む))	平成25年8月5日か ら10月31日の間に かけて実施	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他	○休暇簿関係において、再任用短時間 勤務職員にかかる有給休暇について付 与された休暇日数が記載されていなかっ た	所属から原因の分析ならびに是正状況の報 告をさせるとともに、今後適正な処理を行うよ う指導した。
	平成26年2月4日か ら同年3月5日にか けて実施		○超過勤務関係において、命令権者の 押印がないまま超過勤務がなされていた。	所属から原因の分析ならびに是正状況の報 告をさせるとともに、今後適正な処理を行うよ う指導した。
	○旅費関係において、旅行命令簿に赴 任命令の記載がされていなかった		所属から原因の分析ならびに是正状況の報 告をさせるとともに、今後適正な処理を行うよ う指導した。	
	○現金管理簿関係において、資金前渡 官吏の検印漏れがあった。		所属から原因の分析ならびに是正状況の報 告をさせるとともに、今後適正な処理を行うよ う指導した。	
	○出勤簿関係において、本人印の押印 漏れがあった		所属から原因の分析ならびに是正状況の報 告をさせるとともに、今後適正な処理を行うよ う指導した。	
	○超過勤務関係において、命令権者不 在のため代理者が命令しているにも関わ らず命令権者の印で命令されていた		所属から原因の分析ならびに是正状況の報 告をさせるとともに、今後適正な処理を行うよ う指導した。	
	○旅費関係において、旅行者休暇中に 旅行命令がされていた。		所属から原因の分析ならびに是正状況の報 告をさせるとともに、今後適正な処理を行うよ う指導した。	